

## 株式会社 不来方やすらぎの丘

1 公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名

盛岡市三ツ割字寺山46番地4  
株式会社不来方やすらぎの丘  
代表取締役 若狭 功

2 管理を行う公の施設

盛岡市斎場やすらぎの丘

3 指定管理者による管理の目的

盛岡市斎場やすらぎの丘は，住民の公衆衛生その他公共の福祉の向上を図ることを目的として設置された施設であり，株式会社不来方やすらぎの丘を指定管理者とすることにより，施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市斎場やすらぎの丘指定管理料

指 定 管 理 料	支 出 年 月 日	支 出 金 額
127,343,923 円	平成24年5月18日	2,240,214 円
	平成24年6月15日	2,427,020 円
	平成24年7月20日	2,370,638 円
	平成24年7月27日	22,438,473 円
	平成24年8月17日	2,916,827 円
	平成24年9月20日	2,989,884 円
	平成24年10月19日	2,704,610 円
	平成24年10月26日	22,438,473 円
	平成24年11月16日	2,138,903 円
	平成24年12月14日	2,152,504 円
	平成25年1月18日	2,868,796 円
	平成25年1月31日	25,059,903 円
	平成25年2月15日	3,400,462 円
	平成25年3月15日	3,321,815 円
	平成25年4月19日	2,815,495 円
	平成25年4月26日	25,059,906 円

5 監査の結果

当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお，一部の事務処理等について，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求

める。

**【注意事項】**

- 1 条例に基づく事業報告書の提出に当たり、管理経費の収支状況が記載されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 指定管理料で購入した備品について、市への登録等の手続きが行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。